

第5回 岩手地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和4年9月8日（木） 午前10時～午前11時25分

2 場 所

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

3 出席者

（公益代表委員） 杭田委員、斎藤委員、高橋委員、細田委員、丸山委員（欠席）

（労働者代表委員） 小菅委員（欠席）、小林委員、佐々木委員、原委員、
吉田委員（欠席）

（使用者代表委員） 菊池委員（欠席）、熊谷委員、瀬川委員、藤田委員、
松川委員

（事務局） 局長事務代理命大橋総務部長、市川労働基準部長、菅原賃金室長、
佐々木賃金室長補佐、

4 議 事

（1）岩手県最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問、審議、採決及び答申）

（2）特別小委員会における審議結果報告について

（3）特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（審議、採決及び答申）

（4）特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

（5）特定（産業別）最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について

（6）その他

5 議事内容

議事に入る前に、事務局から、本日の審議会は定足数を満たしており有効に成立していることが報告された（最低賃金審議会令第5条2項（審議会の成立））。

次に、丸山会長が欠席のため、細田会長代理から、議事録署名人に労働者代表委員から原利光委員、使用者代表委員から藤田芳男委員が指名された（岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項（議事録署名人の指名））。

（全ての議事を「公開審議」とした。）

（1）岩手県最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問、審議、採決及び答申）

○細田会長代理

それでは、議題に入ります。議題（1）「岩手県最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問、審議、採決及び答申）」です。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

8月23日の第4回本審で答申をいただきました岩手県最低賃金の改正決定について、同日付けで異議の申出公示を行ってありましたところ、締切日までの間に一般社団法人岩手県タクシー協会ほか3団体から異議申出書が提出されております。異議の申出がありますと、最低賃金法第12条に基づき最低賃金審議会に異議の申出について意見を求めることになっています。

審議の結果、仮に金額を変更する内容の答申となった場合は、再度15日間の異議申出期間を設けた公示を行うこととなりますので、10月20日の改正発効は変更されるということになります。

○細田会長代理

ただ今、事務局から異議の申出に関する手続きの説明がありました。ご了解いただけたいと思いますので、諮問をお受けしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議等はなかった。)

<諮問>

局長事務代理命大橋総務部長が、岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について諮問文を読み上げ、細田会長代理に諮問文が手交された(最低賃金法第12条(地域別最低賃金の改正等))。

○細田会長代理

それでは、事務局から異議の申出について説明をお願いします。

○事務局

資料は、No.7から10までになります。

資料No.7、一般社団法人岩手県タクシー協会は、岩手県でタクシー業を営む130社が加盟する事業団体で、従業員数は3,000人程になります。

異議の要旨は、「賃金の引上げは、生産性が向上し、雇用の場が確保されるとともに事業の賃金支払能力に余力が生じて初めて可能となるものであり、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響は、観光客の激減、各種イベント等の中止、テレワークの推進、外出の自粛要請などによって人の動きが止まり、タクシーによる輸送人員、営業収入が4割以上激減するという甚大な影響を受けており、歩合給という賃金制度から営業収入の激減は、最低賃金割れを引き起こし、不足分を事業者が負担しなければならない状況にある。雇用調整助成金を最大限活用しながら運転者の雇用を維持しているところ、もし最低賃金が引上げられれば、多くの事業者が事業継続困難な状況に追い込まれ廃業は必至である。今回の大幅な最低

賃金額の引上げ改定に強く異議の申し出をする。」とのことでした。

資料No.8、岩手県労働組合連合会（いわて労連）は、200単組が加盟する労働組合(23,000人)で、民営組合は100単組、組合員は13,000人です。

異議の要旨は、「改正決定額の854円は、時給方式となった2002年以降で最大となったが、健康で文化的な最低限の暮らしが実現できる水準には遠く及ばず、労働者の生計費から見て不十分と言わざるを得ない。都市部との格差も十分に解消されない。

長期化するコロナ禍の中で国民生活を支えるエッセンシャルワーカーや非正規雇用で働く労働者の低賃金状態を打開するため、本県最低賃金を生計維持にふさわしい額に引上げてほしい。」ということです。

その理由としては、労働者の生活実態からみて引上げ額が不十分なことなどが挙げられています。

資料No.9、いわて生協労働組合は、いわて労連の単組の一つとなっており、1,800人が加入する労働組合で、内1,500人が非正規労働者とのことでした。

いわて生協労働組合からの申出は、いわて労連と文面もほぼ同様の内容となっていますので、説明を省略します。

資料No.10、岩手県医療労働組合連合会は、6,000人が加入する労働組合で公立の医療機関で働く方を除けば3,500人が加入しています。

異議の要旨は、「広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引上げが必要と訴えてきたが、答申は最低賃金法の『賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する』という目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安を払拭させるものにはならなかったことは極めて遺憾であり、今回の答申に対し、異議を申し出ざるを得ない。」とのことでした。

最低賃金の大幅な引上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増している。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要である。」ということです。

○細田会長代理

初めに、審議の進め方についてですが、ただ今説明があったとおり、まったく相対する異議申出が複数出されています。この申出書について労使双方から意見をお伺いし、その後意見交換を行いながら意見集約を図って

いきたいと考えています。審議の進め方にご意見等がありますか。

(意見等はなかった。)

<審議：異議申出書に対する意見表明（労働者側）>

○細田会長代理

それではこの異議申出について、労働者側からご意見をお願いします。

○佐々木委員

先日決定した地域別最低賃金は、幾度にわたる審議会においてしっかりと審議したうえで決定されたものです。確かにタクシー業界や観光業界は多大な影響を受けていますが、今後経済対策等を前面に出すよう要請するというのも審議会の中で決定しています。本来であれば、私どもは早期に1,000円を目指すということはありませんが、岩手の場合は中小企業が多いので、それを踏まえれば、一気に上げられるわけではないので、33円の引上げで落ち着いたということです。したがって、労働者側としては異議申出によって変更する必要はないと考えます。

<審議：異議申出書に対する意見表明（使用者側）>

○細田会長代理

使用者側はいかがでしょう。

○藤田委員

4団体からの異議申出ということです。

まず、資料No.7の岩手県タクシー協会からの異議申出書についてですが、最低賃金の引上げ額の議論でも明らかにしましたので、蒸し返しはしませんが、このタクシー協会さんの異議申出書に書いてある中身というのは、多くの企業経営者の声を代弁していると考えざるを得ません。大幅な引上げというのは到底受け入れることはできないと再三申し上げているところです。ゆえにこの資料No.7の岩手県タクシー協会からの異議申出については慎重に取り扱って議論の俎上に乗せるべきと考えています。

次に、資料No.8,9,10ですが、先ほどの私どもの考え方からしまして、特に議論するということはなく、審議の対象とはしなくても良いと考えます。

<審議：質問、意見等>

○細田会長代理

他の委員からのご発言があればお願いします。

○熊谷委員

今、藤田委員からお話があったとおり、タクシー協会の申出はまさにそのとおりでありまして、今回の労使の審議の中でも平行線をたどったところですが、特にタクシー協会が間違いなく厳しい業種だということで、

至極もつともなお話だと思います。今回の33円の引上げについては私の団体の役員間で話していても、決まったことは努力をしなければならないけれども、本来であれば受け入れられないような金額であり、経営実態を無視した決定だということが出ているところです。そういったことから、タクシー協会がお話ししていることは、使用者側からみたら至極当然のご発言をされていると思うところです。

○原委員

今、皆様からのお話しにもあったように、審議会や専門部会の中で、いろいろな審議をした結果、いわゆる最低賃金法の三要素を含めながらしっかりと審議した中での金額決定ということです。労働者側の1,000円を目指すという部分については、目安よりプラス3円ということで、審議会での議論の結果そういうふうになったということです。思いは思いとして受け止めながら、金額決定に対する異議申出によって変更の必要はないと思います。

また、タクシー協会からの異議申出についても、使用者側の皆さんがおっしゃるとおり、確かに厳しい状況であるとは思いますが、付帯決議事項等々も国のほうにしっかりと訴えさせていただくということで決定したことなので、厳しい言い方ではありますが、この金額についての異議申出については、変更の必要はないと思います。

○細田会長代理

藤田委員から、慎重に取り扱うべきだという意見がありましたが、具体的な中身というのはあるのでしょうか。

○藤田委員

議論の俎上に乗せるというよりは、認めるべきだということでして、具体的な手法等を持ち合わせているわけではありません。ただ、これまでの議論の過程で私どもが申し上げたことを繰り返すだけになると思います。

○細田会長代理

使用者側の皆さんはこれまでも賛成はしておりませんのでその立場での意見ということで理解します。

会長は今日欠席していますが、公益側の受止めをお話ししたいと思いますが、今の労使双方の意見を踏まえながらですが、申出についてはそれぞれの立場から切実な訴えであるということは受け止めるものであります。しかし、こうした観点からの審議というのはすでに本審議会、専門部会でも十分に議論してきたものと考えています。残念ながら全会一致とはなっていませんが、長時間にわたり労使双方が公益を含め議論を尽くして結論が出たというように考えています。ですから、この異議申出を受けまして

改めて審議をし直して新たな結論を導くというようには考えていません。したがって、公益委員としては原答申どおりに決定することが適当であると判断しています。議論は分かれましたが、可能な限りに議論をし、一定の結論を得たことに関しましてはご了解いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○瀬川委員

タクシーそのものが我々の中央会の重要な一組合であります。タクシー業界についてはコロナが始まって以来本当に厳しい状況です。

タクシー業界にとってだけではなくて、この春以降、ある程度経済活動の活性化ということもあり、活動自粛がなくなってきてから起きていることというのは、雇用調整助成金の活用については本当に助かっているところですが、一方で雇用調整助成金をもらうために従業員を休ませるわけですが、結局休ませるのはいつかという夜です。そうすると夜はタクシーがつかまらないとか、タクシーを呼んでも来てくれないという状況がこの春から夏にかけて結構あります。多分、各組合さんのほうでもさまざまなイベントや大会等々があり、夜にタクシーを呼んでも来ないというような状況になっています。もともと従業員が休んでいてタクシーが走っていないということで、社会生活全般に影響が出てきています。例えばお年寄りが通院のためにタクシーを呼ぼうと思ってもタクシーがつかまらないなど、そういう状況が実際に今起こっています。雇用調整助成金も一応は継続ということで政府のほうでも打ち出していますが、上限額が引下げられるということもあり、我々審議会での付帯決議の中で、そういった中小企業を支援する付帯決議も出しているわけですから、実効性のある実施ということを強く求めたいと思います。いずれ33円という大幅な賃上げに関して我々は賛成できませんでしたが、いずれ業界を守る、タクシー業界だけではないのですが、そこはしっかりとやっていただきたいと思います。

○細田会長代理

付帯決議事項ということで付け加えていますので、その認識を改めて共有することが大事だと思います。タクシー協会の異議申出も、これからの審議会の審議において十分認識していくことが重要だと思います。

話が戻りますが、議論を尽くして結論をみた受け止めているわけですが、この点については議論の賛否ではなく、結論をみたということをご了解いただけないでしょうか。

○藤田委員

すみません、何を認めるのかももう一度教えていただけますか。

○細田会長代理

異議申出を受けて今まで本審、専門部会で審議してきたことを変更するのではなく、異議申出を受けてもこれまでの審議による議論を尽くした結果を維持すると言いますか、これまでの審議で結論が出たということを確認したいということです。

○藤田委員

事実としてプラス33円として決定されたということで、私どもの立場からすると到底納得のできるものではありませんが、審議をした事実というのは認めます。ただ、きちんと議論をした結果こうなったとまでは私どもは認めることはできません。

○熊谷委員

藤田委員とは違う意見になってしまうかもしれませんが、今回の審議に関しては、議論を尽くしたけれどもやはり平行線だったので最終的に公益委員の意見を出してもらって賛否をとって33円で決定したということは理解します。ただ、「議論を尽くしているのだからこの答申どおりで良いですね」というのは、公益委員の見解としてそういうお話をいただいたのは分かりますが、タクシー協会の異議申出を無視する、あるいはほかの3団体からの異議申出を無視して、「これで良いですね」ということに関して理解したかということは、賛否をこれから問うことであって、議論を尽くしているということにはならないのではないかと私は思います。ただ、先ほど佐々木委員から、「いろいろあるけれども、その中で決まったことなので原答申のどおりで良いのではないか」という話がありましたし、私と藤田委員等々の話では、現状はこうなので、33円に決まったときと思いは変わっていないということです。タクシー協会が言っていることは当然だと思いますので、使用者側としてみれば、それを飲んでまで原答申どおり決定するとなると、それに賛成するかと言われると、私自身は賛成しないということです。先にこのようなことを言って良いのか分かりませんが、問われているところが微妙なお話なのでどう答えて良いのか悩んだところでした。

○杭田委員

異議審の理解についてですが、本審で結論をみて答申しております。これについて異議申出の期間を設けて異議が出てきたということで、タクシー協会については本当に厳しいという事情がよく分かります。この件については参考人意見聴取ということで参考人の意見も伺って、そこでタクシー業界の事情についてはかなり出ていたと思います。この異議審ということに関してですが、異議申出で指摘されていたような事項を全く考慮、議論してこなかったのであれば再考の余地があるのではないかと思います。

そのあたりも踏まえて、そこから先は立場や見解が分かれた中での結論の取り方で使用者側が反対だったわけですが、このような異議申出が出てきて、新たに検討すべき事項が出てきた場合は再審議が必要になると思いますが、そこが出てきているのかどうか、それで再審議が必要になるのかどうか、というこの1点だと思います。受止めについて認めなかったものを認めることになるのかということではなく、審議の進行として再検討しなければならないような状況になっているのかということ、なっていないのであれば本審の結論どおりお認めいただくということだと思います。議論の進め方の趣旨はそういうことだと思います。

○細田会長代理

説明の仕方がまずかったかもしれませんが、杭田委員がおっしゃったとおりで、全く新しい論点が出てきて、それについて今まで検討してこなかったということ、審議すべきだというものが出てくれば必要ということにもなりますが、タクシー業界に限らず、これまでの議論、審議で違う業界の使用者側のこういった厳しい状況も労使ともに状況を提起してもらいながら、それを踏まえて議論して出した結果だと考えていますので、またここで異議申出を受けまして審議をし直すものではないと公益側としては考えています。

○熊谷委員

公益委員の立場としての考えであるということで、細田会長代理がおっしゃったことは理解しましたし、杭田委員がおっしゃったことも理解はしました。また、労働者側からのお話もありましたが、それを全部含めて再審議する必要があるかどうかについて、理解いただけますかと言われても、このあとの採決が必要なくなることを意図しているような気がしますので、公益委員は公益委員としての考えをお話しして、必要があるかどうかを問うていただいたほうがよろしいのではないかと思います。そうでないと、「ご理解いただけますか」と言われると、私としては理解しがたいところが正直ありますし、例えば今回のタクシー業界に関しても廃業は必至であるという状況もありますので、厳しいという全体的な議論はしていましたが、業種別、業界別にこうした議論をしたわけでもないですし、果たしてその是非がどうなのかということ、議論したわけでもありませんので、細かいことをいうと、新たなものが出ていないかということ、出ていないものもあると思います。大枠の中では議論していましたが、こういった細かい点については審議していないこともあると思いますので、それをもって公益側が言ったとおり「理解いただけますか」と言われても「はい」とは言えないので、公益委員の見解をお話ししていただいて、あとは採決

に入っていたら、すっきりするのではないかと感じております。

○細田会長代理

皆さんの判断を縛るようなことを意図しての発言ではありませんので、そういうふう聞こえてしまったとすれば、それは本意ではありません。単に議論の進め方の話で、このあとの賛否の判断に同意を求めるものではありませんので、その部分は撤回します。

それでは、タクシー協会等の意見も踏まえたうえで改めて確認しますが、「原答申どおりに決定することが適当か否か」の採決に進んでよろしいでしょうか。

(異議等はなかった。)

<採決>

○細田会長代理

それでは、「原答申どおりに決定することが適当であるか否かについて」採決を行います。

<採決結果>

挙手による採決が行われ、「原答申どおりに決定することが適当である」ことに、賛成6名（公益代表委員3名、労働者代表委員3名）、反対4名（使用者代表委員4名）で、原答申（8月23日答申）どおりに決定することが適当であることが議決された。

○細田会長代理

それではこの結果について岩手労働局長に答申したいと思いますので、事務局は答申の準備をお願いします。

<答申>

細田会長代理が、岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について答申文を読み上げ、局長事務代理命大橋総務部長に答申文が手交された（最低賃金法第12条（地域別最低賃金の改正等））。

○局長事務代理命大橋総務部長

ありがとうございます。

答申に基づき、速やかに法定手続きを進めてまいります。

(2) 特別小委員会における審議結果報告について

(3) 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（審議、採決及び答申）

○細田会長代理

次に、議題（2）「特別小委員会における審議結果報告について」及び議題（3）「特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（審議、

採決及び答申)」を一括で審議します。

初めに特別小委員会の審議結果について、杭田委員長から報告をお願いします。

〈特別小委員会における審議結果報告について〉

○杭田委員長

昨日の特別小委員会にご出席された委員の皆様、お疲れさまでした。特別小委員会は、9月7日、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名が出席し、本審から付託された「5産業の特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無」について審議を行ったものです。

審議結果につきましては、写しを配付していますので、ポイント部分を読み上げ説明とさせていただきます。事務局が代読します。

○事務局

代読します。

（事務局から、特別小委員会審議結果のポイント部分を読み上げられた。）

また、特別小委員会には、本日の審議資料No.6を資料として提出していますので、資料No.6「令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果」について、概要を説明させていただきます。

（事務局から、基礎調査結果の概要が説明された。）

○細田会長代理

杭田委員長から、特別小委員会の審議結果について、事務局の代読による報告がありました。特別小委員会の皆様には、真摯な審議を尽くしていただきありがとうございました。

それでは、特別小委員会の審議結果について、委員の皆様からご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。

〈特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について〉

〈審議：質問、意見等〉

（質問、意見等はなかった。）

〈採決〉

○細田会長代理

それでは、質問、意見等もこれまでに尽きたということですので、岩手地方最低賃金審議会としての意見を取りまとめたいと思います。

最初に申し上げておきますが、特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無については、必要性有りとする場合であっても、必要性なしとする場合であっても、全会一致の議決が原則とされており、全会一致とならなかった場合は、「全会一致に至らなかったため、必要性有りとはすることができなかった」旨岩手労働局長に答申することになります。

それでは、各申出産業の改正決定の必要性の有無について、各委員の判断を挙手により確認します。

〈採決結果〉

「鉄鋼業・金属線製品、その他の金属製品製造業」については、全会一致で必要性有りとの議決された。

「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」については、全会一致で必要性有りとの議決された。

「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、全会一致で必要性有りとの議決された。

「百貨店、総合スーパー」については、労働者側委員全員賛成、使用者側委員全員反対で、必要性有りとする事はできないとの議決された。

「自動車小売業」については、全会一致で必要性有りとの議決された。

○細田会長代理

以上の結果を岩手労働局長に答申したいと思えます。

事務局は答申の準備をお願いします。

〈答申〉

細田会長代理が、特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について答申文を読み上げ、局長事務代理命大橋総務部長に答申文が手交された（最低賃金法第12条（地域別最低賃金の改正等））。

（4）特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

○細田会長代理

それでは、議題（4）「特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

ただ今、改正決定の必要性有りとの答申を頂きました産業について、特定（産業別）最低賃金の改正決定について、岩手地方最低賃金審議会に諮問させていただきたいと思えます。

○細田会長代理

諮問をお受けします。

〈諮問〉

局長事務代理命大橋総務部長が、岩手地方最低賃金審議会から改正決定の必要性有りとの答申された4産業の特定（産業別）最低賃金の改正決定について諮問文を読み上げ、細田会長代理に諮問文が手交された（最低賃金法第15条2項（特定最低賃金の決定等））。

○細田会長代理

岩手地方最低賃金審議会は、岩手労働局長から、「岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定について」諮問をお受けしたことを確認します。よろしいですね。

(5) 特定（産業別）最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について

○細田会長代理

それでは、議題（5）「特定（産業別）最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

一つ目は、専門部会の設置についてです。最低賃金法第25条2項で、「最低賃金審議会は、最低賃金の改正等について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」と定められています。また、最低賃金審議会令第6条1項で、「審議会に置かれる専門部会の委員の数は9人以内とする」と定められており、専門部会は公・労・使各3人の合計9人で構成しています。

専門部会委員の任命につきましては、最低賃金審議会令第6条4項で、「関係労働組合又は関係使用者団体に候補者の推薦を求めなければならない」と定められており、相当期間を定めて推薦公示を行っています。今年度の推薦公示締切日は、9月22日（木）を予定しており、辞令は、9月28日（水）に口座振込依頼書、マイナンバー確認様式などと一緒に郵送させていただく予定としたいと考えています。

二つ目は、第1回専門部会についてです。例年どおり、第1回専門部会を合同専門部会として10月7日（金）午前10時から開催したいと考えています。

このことについて、岩手地方最低賃金審議会の了承を得たいと思います。

三つ目は、参考人意見聴取についてです。参考人意見聴取も、専門部会委員候補者の推薦公示と同様に諮問を受けると同時に意見聴取公示を行います。意見提出の締切日は、9月29日（木）を予定しています。

参考人意見聴取は、例年、労使双方各1名から提出された意見書を、事務局が、第2回専門部会で読み上げる形で実施しています。

今年度も同様の形で実施し、意見書の書式には「事業所最低賃金額の割合」の記載項目がありますが、この金額を最新の最低賃金額に修正して使用したいと考えています。

このことについて、岩手地方最低賃金審議会の了承を得たいと思います。

○細田会長代理

事務局から「専門部会の設置」について説明がありましたが、これは法令で定められていることですので審議するものではありません。事務局は、本審議会終了後、速やかに専門部会委員の推薦公示手続きをお願いします。

次に、第1回専門部会を合同専門部会とすること、参考人意見聴取を労使双方各1名とし、意見書を事務局が読み上げる形で実施することについて、岩手地方最低賃金審議会の承認を求めています。承認してよろしいでしょうか。

<合同専門部会について>

事務局の提案が承認された。

<参考人意見聴取について>

事務局の提案が承認された。

(6) その他

○細田会長代理

次に、議題(6)「その他」に入ります。

事務局に何か用意している議題はありますか。

○事務局

2点あります。

1点目は、今後の審議日程についてです。

特定最低賃金の合同専門部会は10月7日(金)午前10時から開催予定であることは先ほど説明したとおりです。

また、当初計画では、第6回本審は10月28日(金)に、第7回本審は11月15日(火)に開催予定としていましたが、先月各委員の日程を確認したところ、既に予定があり出席できない委員が複数いること、また地域別最低賃金の審議日程が後ろにずれ込んだことから、審議日程を見直し、変更したいと考えています。

第6回本審は11月1日(火)午後3時、第7回本審は11月18日(金)午前10時に開催したいと考えています。委員が全員揃う日がありませんでしたので、なるべく多くの委員が出席できる日時を選んでいきますので、御了承願います。

また、特定最低賃金の専門部会は、特定最低賃金委員の日程を把握した上で、10月7日(金)の合同専門部会以降、11月1日(火)の第6回本審までの間に開催したいと考えています。

地域別最低賃金の発効日が後ろにずれ込みましたが、特定最低賃金の発

効日はなるべく後ろにずれ込まないよう審議日程を組みたいと考えています。先ほど提案した審議日程が組めますと特定最低賃金の発効日は12月31日（土）または1月1日（日）となる予定です。

なお、審議の進行状況等により各日程の変更の必要が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

2点目は、業務改善助成金についてです。

机上配布資料のリーフレットをご覧ください。事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に費用の一部を助成する業務改善助成金が9月1日付けで拡充されました。

主な拡充内容としては、通常コースにおいては原材料費高騰等で利益が減少した事業者を特例の対象事業者に追加し、特例で助成対象経費となる自動車の要件を「定員7人以上または車両本体価格200万円以下」に緩和するとともに、事業場内最低賃金が低い事業者に対する助成率を上げる等の拡充を行っています。

また、特例コースにおいては申請期限を令和5年1月31日まで、賃上げ期間を令和4年12月31日までに延長し、原材料費高騰等で著しく利益が減少した事業者を対象事業者に追加するとともに、通常コースと同様の自動車の要件緩和、事業場内最低賃金が低い事業者に対する助成率引上げ等の拡充を行っています。

なお、本制度の周知、活用促進のため、数日内に新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと思われる業種（卸小売業、宿泊飲食業、生活関連サービス業、製造業）の中小企業事業主、地方公共団体、労働組合、使用者団体、業界団体等にリーフレット等を郵送し周知を図る予定であることを報告します。

○細田会長代理

委員の皆様から何かあればご発言をお願いします。

○原委員

今回の関係ではないのですが、考えていただきたいのが、毎年改正に関わる異議審の中でタクシー協会から異議申出が来ています。もし可能であれば意見聴取のところでタクシー協会からいただいたほうが良いのではないかと思います。今回労働者側からタクシーの関係で意見聴取を行いました。毎年このようにあるのであれば、最初からタクシー業界を踏まえた審議をしたほうが良いのではないかと考えます。

○細田会長代理

これについてご意見はありますか。

○藤田委員

原委員からご提案あった件ですが、即答はなかなか難しいかと思えます。審議の効率性とかを考えるのであれば非常に有効なツールであると考えますが、これを今ここで決めるとなると、ほかとのバランスがありますから、この場で回答することはできかねることをご了承ください。

○細田会長代理

趣旨がわかる部分がありますので、来年度の審議に向けて今回このような発言があったことを残して、検討していくということによろしいでしょうか。

○瀬川委員

これは事務局にお願いも含めてですが、これから特定最低賃金の審議、検討を進めるに当たって考えていかなければならないのが、そもそも特定最低賃金そのものがどうかという問題はあると思いますが、それは置いておいて、今日決まった内容に沿って4産業の審議をしていく中で、コロナ禍もそうですが、今朝の新聞にもあるとおり、円安が一気に進んだり、今年の9月、10月でかなり物価上昇し、大幅に経済が変動していくという中で、今日も最新のデータの差し替えの準備をしていますが、かなり慎重に先行きも見ながら考えていかななくてはならないと思えます。最新データといってもどうしても1か月前などのデータになると思えますし、そのへんは将来的な見極めを含め、今回審議する産業の中には岩手県の経済を引っ張るリーディング産業も入っておりますし、そういう中で今後の審議をやる体制を整えなければならぬと思えます。特に中小企業の支払能力という点で、まだまだものづくり産業に関して言うと、岩手県は成熟しておらず、成長過程の途上にある状況です。さらに県内の中小企業が、その業種だけをやっているわけではなく、複合形態ですから、例えば電子デバイスもやっているし、自動車もやり、機械の加工もやっているというような中小企業が大量にあるので、そういったところで審議をしていくわけです。ましてやそういう企業で働いている人たちは未組織労働者が非常に多いです。そういうところを踏まえて、ある程度審議を尽くしていくためには、データ集めや、公的データだけでは判断できないといった場合にはいろいろな手を尽くして資料なり状況がわかるものを揃える必要があると思えますので、非常に事務局にはご迷惑をおかけしますが、これまで以上に細心の注意とご努力をお願いしたいと思います。

○細田会長代理

これは事務局への要望だということですので、できるだけ対応をお願いします。

○佐々木委員

今日の議論もいろいろありましたが、これをもって特定最低賃金の審議に入るということです。前回もお話ししたとおり、労働者側としては本来であれば5業種揃って審議に入ることが本意でありました。百貨店、総合スーパーが4年連続で必要性なしとなったことは残念な結果であります。

皆さんが考えているとおり、企業も努力していますし、労働者も努力しているということを含め、物価上昇等々もあるとは思いますが、岩手県内で働く皆さんの生活の安定ということも考えながら進めていくうえでは、特定最低賃金の審議においてしっかりと労使のイニシアチブを発揮した審議で進めていただければと思います。

○藤田委員

私どももいろいろと意見を述べさせていただきました。結果は結果として当然のごとく厳粛に受け止めています。

これから特定最低賃金の審議が行われるわけですが、私どもが常々主張しているとおりですので、蒸し返すことはしませんが、資料にもあるとおり、具体的な金額設定のときは、その影響率や分布の構成とかをよく見ていただいた審議を期待するものであります。

○細田会長代理

ほかになければこれで議事を終了します。